

the Heartful **元気な企業をつくる!**

2007
04 月号
2007年3月25日発行

OAG

Vol.

24

太田孝昭が語る春夏秋冬
「思い込み」の強さはもろ刃の剣

千葉商科大学大学院とOAG税理士法人が提携
「リスクマネジメント講座」を5月から開講します

特殊支配同族会社の役員給与の
損金不算入基準が引き上げられます
ファンド・アカウントティング・サービス部
部長 松本眞一

CSR 尊敬される企業を目指して No.1
無理をしないことが長続きする社会貢献の秘訣

今日から役立つヘルシー講座 その一
「笑い力」をアップしてヘルシーに!
～笑いの健康学～



the Heartful OAG

2007. 04 月号 Vol.24

C O N T E N T S

02

太田孝昭が語る春夏秋冬
「思い込み」の強さはもろ刃の剣

03

千葉商科大学大学院とOAG税
理士法人が提携
「リスクマネジネント講座」を5月
から開講します

04

特殊支配同族会社の役員給与の
損金不算入基準が引き上げられ
ます
ファンド・アカウンティング・サービス部
部長 松本眞一

06

CSR 尊敬される企業を目指して No.1
無理をしないことが長続きする
社会貢献の秘訣

07

今日から役立つヘルシー講座 その一
「笑い力」をアップしてヘルシー
に! ~笑いの健康学~

太田孝昭が語る元気な経営のワンポイント

「思い込み」の強さはもろ刃の剣

太田アカウンティンググループ代表
太田孝昭



「思い込んだら命懸け」という言葉があります。勤勉を美德とする日本人には、琴線に触れるフレーズでしょう。ビジネスの世界でも、成功した人のインタビュー記事を読むと、表現に多少の違いはあっても「必ず成功すると信じて、命懸けでやってきました」といったコメントが少なくありません。

もう一つ、「思い込んだら」という言葉で多くの方が連想するのは、アニメ『巨人の星』のテーマソングではないでしょうか。「思い込んだら試練の道を」命懸けで突き進む主人公、星飛雄馬の姿に私たち読者は感動したものです。今の野球選手はストイックに練習する姿やハンタリー精神をむき出しにすることは少ないですが、イチロー選手や松井秀喜選手の活躍の背景に、このフレーズを感じている人は多いと思います。彼らはプロ野球の世界で絶対に成功

すると思っただからこそ、どんな猛練習にも耐えてきたのでしょう。

野球なら、3割打てれば大打者ですが、ビジネスの現場で打率3割では、成功者とはいえません。それだけでなく、成功するという「思い込み」が、大きな失敗を招くことが少なくないのです。失敗は、高いポジションにいるほど大きくなり、ときには取り返しのつかないことになります。とかく、組織の上部にいる人間には、“耳の痛い話”は入りづらいもの。そして、突っ走って大失敗する。その原因をたどると、多くは「思い込み」によることが多いのです。「思い込み」を防ぐには、どうしたらいいのでしょうか。回答はとてもシンプルです。それは「現場に聞く」ことです。具体的には、お客さまや部下の声に耳を傾ける、マーケットリサーチをする、自分で検証してみることなどです。

私は「思い込み」を否定しているわけではありません。「思い込み」は自分や仲間を鼓舞し、混沌とした道を突き進むための大きなエネルギーになります。古今東西の偉大な人物は、誰もが「思い込み」の激しさでは人後に落ちないばかりです。しかし、その思い込みが世の中の流れと合致したからこそ、大成功できたのです。情報が溢れ、迷う事が多い現代だからこそ、一途に思い込み、がむしゃらに突き進むこともときには必要でしょう。

ただ、「思い込み」は、大きな危険と隣り合わせです。「思い込み」とは、橋があると思って川を渡るようなもの。渡る前に、橋が架かっているか確認するくらいの余裕を持つてみてはいかがでしょうか。

千葉商科大学大学院とOAG税理士法人が提携 「リスクマネジメント講座」を5月から開講します

三角合併の解禁が迫り、企業不祥事（内部統制の欠如）の報道が相次ぐ中で、皆さまも企業防衛にとりわけ敏感になっているのではないのでしょうか。過去に経験したことのない新たな課題の連続ですから、なかなか有効策が見つからないという悩みは、おそらく多くの企業に共通するものだと思います。そこで、各分野の第一線で活躍

されている方々を講師に招き、リスクマネジメントを基礎から実践まで学ぶことができる「リスクマネジメント講座」を千葉商科大学大学院と提携して開講致します。皆さまの経営戦略構築の一助として、お役立ていただければ幸いです。

開講ごあいさつ

この度、OAG税理士法人と千葉商科大学大学院修士課程が提携して、「リスクマネジメント講座（全12回）」を開講する運びとなりました。社会人に広く門戸を開き、低廉な受講料で経験豊かな講師陣が、普段は聞くことのできない良質な講義をお届けしてまいります。ぜひこの機会に、社会的な関心が急速に高まっているリスクマネジメントを体系的に学び、実務に役立て、経営力の飛躍的な向上を目指されてはいかがでしょうか。多くの皆さまの聴講をお待ち申しあげております。

OAG税理士法人 代表社員 太田孝昭

平成13年、14年にかけて商法の重要な改正が相次ぎ、特に企業の経営機構に関する改正が大きな比重を占めています。新会社法、金融商品取引法の成立など、内容は膨大で多岐にわたり、各企業は早急な理解と対応を迫られているのが現状です。新会社法の下では、外資等による企業買収が容易になるとも指摘され、敵対的企業買収防衛策の導入が喫緊の課題になっています。また、大きな企業不祥事が続発していることから、コーポレートガバナンス、コンプライアンス改革の実践事例の把握も重要です。

内部統制に関しては、米国のエンロン事件を契機とした企業改革法への対応を受け、金融庁の内部統制実施基準が2月に策定され、リスクマネジメント型内部統制のあり方について、各企業はいよいよ実践段階に入ります。このほか、金融機関のリスクマネジメント体制の導入、LLP（有限責任事業組合）制度導入なども重要なテーマです。ぜひ積極的にご参加いただき、講義の成果を現場で生かしていただきたいと思います。

コーディネーター 千葉商科大学客員教授・日本大学法学部教授 藤川信夫

リスクマネジメント講座

～新会社法・金融商品取引法、日本版SOX法・内部統制の実務、
M&A・企業防衛策、税務コンプライアンスなどへの実践的対応～

場所：弊社セミナールーム

時間：各回とも19時～21時

■第1講 5月8日（火）

金融からみたコーポレートガバナンス
－日米の金融監督制度の考察を踏まえて－

講師：千葉商科大学大学院教授・商経学部長
齊藤壽彦氏

■第2講 5月15日（火）

税務コンプライアンスと企業経営
－内部統制に不可欠な税務リスクの解消－

特別講師：OAG税理士法人 税理士
清水かおり

■第3講 5月22日（火）

新会社法・法務省令、金融商品取引法と内部統制実施基準、企業防衛の理論的考察

特別講師：大阪大学法科大学院教授・前司法試験委員（商法）・弁護士 末永敏和氏

■第4講 5月29日（火）

金融監督・検査とコンプライアンス
－近時の金融不祥事の検討と展望－

特別講師：淀屋橋・山上合同法律事務所 弁護士・前金融庁金融検査官 藤田清文氏

■第5講 6月5日（火）

経済産業省「企業買収防衛策指針」とその対応ならびに独占禁止法に係る最近の動向

特別講師：経済産業省経済産業政策局産業組織課課長補佐 多田克行氏

■第6講 6月12日（火）

三角合併と国益について

特別講師：松下電器産業（株）法務本部理事
齋藤憲道氏

■第7講 6月19日（火）

東京スター銀行における経営機構改革（委員会等設置会社のコーポレートガバナンス）並びに

米国における銀行の内部統制に係る理論と実務

特別講師：スター・ホテル・リゾート・マネジメント 執行役員チーフ・コンプライアンス・オフィサー・前東京スター銀行バイスプレジデント経営管理室長 柴田篤夫氏

■第8講 6月26日（火）

リスクアプローチと内部統制評価実務税務

特別講師：OAG税理士法人 公認会計士 保坂義仁

■第9講 7月3日（火）

テーマ未定

特別講師：OAG税理士法人 講師 未定

■第10講 7月10日（火）

新会社法とLLP（有限責任事業組合）制度創設・導入の実際と中小企業政策

特別講師：中小企業基盤整備機構資金支援課補佐・前経済産業省経済産業政策局産

業組織課課長補佐 石井芳明氏
帝人における経営機構改革・内部統制（混合型のコーポレートガバナンス）並びに広報・IR戦略
特別講師：帝人（株）グループ理事・広報IR室IR部長 市川潤一氏

■第11講 7月17日（火）

知的財産保護をめぐる国際的動向

特別講師：松下電器産業（株）法務本部理事
齋藤憲道氏

■第12講 7月24日（火）

米国企業改革法における内部統制の動向と日本版SOX法－実施基準を踏まえて

特別講師：千葉商科大学大学院客員教授・日本大学法学部教授 藤川信夫氏

企業再生・ターンアラウンドマネジメントの実務・決算公告

特別講師：（株）エムエムプラン代表取締役
杉田利雄氏

お問合せ：OAG税理士法人 経営管理部
松本・山本 TEL 03-3352-7500

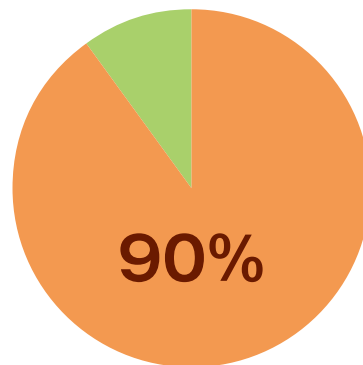
特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入基準が引き上げられます

ファンド・アカウンティング・サービス部
部長 松本眞一

平成 18 年 4 月 1 日から施行された「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」は、中小企業の経営に重大な影響を及ぼすことから、さまざまな議論がありました。それを反映して、適用基準が施行後わずか 1 年で大幅に緩和されることになりました。非常に難解な制度なのですが、その概略をご紹介します。

特殊支配同族会社とは、経営の中心となっている「業務主宰役員」（多くの場合は代表取締役や社長ですが、肩書きだけでなく実態に応じて判断します）とその役員の関係者が、①発行済み株式の 90%以上を所有し、②実質的な仕事をしている「常務に従事する役員」の過半数を占めている会社のことです。つまり、同族会社の中でも、特に同族色の濃い会社といえるでしょう。

同族の持ち株比率=90%以上



同族の役員比率=50%超



常務に従事する役員とは、経営に関する仕事を日常的に継続して行っている役員のことですから、見た目の同族色を薄めるために（＝特殊支配同族会社と見られないように）、名前だけの“幽霊役員”を作ったところで無駄になります。また、株式の 11%以上を他人に所有してもらうことで特殊支配同族会社の対象から外れることもできますが、多くの場合は中小企業ですから、そうした会社の株式を所有してくれる人がいるのか、あるいは同族色を薄めることに業務主宰役員の抵抗感がないのか、などの問題が出てきます。

給与所得にかかる税額は、扶養控除や社会保険料控除などのさまざまな控除を行った後の「課税所得」に一定の税率を掛けて計算しています。一般の会社であれば、支払った給与は全額損金に計上できますが、特殊支配同族会社では業務主宰役員（通常は社長）に支払った給与のうち、所得控除額に相当する金額が、損金不算入（つまり法人税の課税対象）になるのです。

これは、特殊支配同族会社の場合には、粗利と社長の給与がほぼ一致するという考え方から出てきたもので、法人と個人の所得税を比較して、控除のある個人の方が安くなれば、法人税を逃れるために社長の給与を増額するという「逃税」を防ぐ目的で導入されたという背景があります。また、会社法で認められた「1円」起業の実質一人会社などでは、本来は個人事業者として設立するべきところを法人成りによって①社長の給与を全額損金に計上して法人所得から控除し、②社長の個人所得からも給与所得控除を行うという二重

の控除を受けることができ、税負担の公平性の観点からは不公平だという指摘もありました。

しかし、特殊支配同族会社の社長に対してのみの増税規定になることから、東京商工会議所でも要望書を昨年7月に提出するなど、根強い反対意見があります。例えば、サラリーマンから独立起業した人が、サラリーマン時代と同額の給料を貰った場合でも実質増税になってしまったり、中小規模の同族会社では、多数の従業員を雇用して長い業歴があったとしても対象となるケースが多く、税負担が競争力を削ぐ危険性があります。何よりも、中小企業にとって役員報酬は将来の業績変動に対するリスクヘッジ（会社への貸付原資）の意味合いが強く、税務対策として役員報酬を引き下げることが難しいことも事実です。

この規定は平成18年4月1日以降に始まる事業年度から適用になりましたが、適用除外があり、平成19年4月1日以降に始まる事業年度からは、除外基準が次のように大幅に引き上げられました。

1. 法人の「基準所得金額」が

800万円以下 ⇒ **1600万円**以下

2. 法人の「基準所得金額」が800万円超～3000万円以下で、

基準所得金額に占める業務主宰役員の給与額の割合が50%以下 ⇒

1600万円超～3000万円以下で、基準所得金額に占める業務主宰役員の給与額の割合が50%以下

基準所得金額の計算方法

直前3年以内に開始した事業年度の平均を次の計算式で求めます

◆基準所得金額 = { (前々々年度の調整所得金額 - 前々々年度の調整欠損金額 - 前々々年度の過年度欠損金額の調整控除額) + (前々年度の調整所得金額 - 前々年度の調整欠損金額 - 前々年度の過年度欠損金額の調整控除額) + (前年度の調整所得金額 - 前年度の調整欠損金額 - 前年度の過年度欠損金額の調整控除額) } ÷ 前3年度通算の合計月数 × 12

●調整所得金額

黒字（ゼロの場合を含む）の事業年度の場合

調整所得金額 = 法人所得額 + 業務主宰役員給与額 + 繰越欠損金控除額

赤字の事業年度の場合

調整所得金額 = 業務主宰役員給与額 + 繰越欠損金控除額 - 欠損金額

●調整欠損金額

調整欠損金額 = 欠損金額 - 業務主宰役員給与額

●過年度欠損金額の調整控除額

基準期間前に生じた欠損金額を繰越処理した場合の金額

具体的な例で計算してみましょう。

社長の給与が2000万円のケース

●一般の企業の場合・・・2000万円全額を損金計上可能

●特殊支配同族企業の場合・・・給与所得控除額 = 2000万円 × 5% + 170万円 = 270万円

法人税 = 270万円 × 40% = 108万円の納税義務

特殊支配同族会社となるか否かで、税負担が大きく変わります。保険会社などが節税商品を発売していますが、どのような納税が最も理想的なのか、経営者の皆さまの将来設計も含めて、弊社担当者にご相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

無理をしないことが長続きする社会貢献の秘訣

欠陥・事故隠し、個人情報漏洩、脱税、粉飾決算、横領、インサイダー取引など、企業の不祥事が連日のように報道されています。こうした事件をきっかけに、企業姿勢そのものを厳しく問う声が大変強くなってきました。法律や制度を守るだけでなく、それを超えて、“より良い企業行動”＝社会貢献が重要だという考え方が、急速に広がっているのです。しかし、社会貢献のために何をすればいいのかわからないという企業もまだ多いのが現実です。そこで、無理なくできる社会貢献の方法を6回シリーズでお届け致します。

最近、メディアでも良く取り上げられている「CSR (Corporate Social Responsibility)」は、日本では「企業の社会的責任」と一般に訳されています。「企業は利益を追求するだけでなく、社会や環境などに対して責任を果たすべきである」という考えから成立した概念です。

実は、CSR自体に明確な定義はありません。従来からある企業理念や経営理念に置き換えることも可能ですし、その意味では企業はこれまでも社会的責任を果たしてきたといえるでしょう。例えば、よりよい製品やサービスの提供、雇用の創出、コンプライアンス（法令遵守）、メセナ活動などです。

しかし、従来型の社会的責任とCSRとの一番の違いは、責任の及ぶ範囲にあります。消費者・取引先・株主・従業員・地域社会などに対して、「公正で誠実な消費者対応」「適切な企業統治（コーポレートガバナンス）と情報開示」「地球環境への配慮」「市民活動支援などの社会貢献」「安全や健康に配慮した職場環境と従業員支援」「地域貢献」などの責任をきちんと果たしていくことが、強く求められているのです。

CSRを後押ししているのは、企業のグローバル化、消費者の価値観の多様化、環境への関心の高まりなどです。企業活動自体が地球全体を舞台にするようになったことやITの普及で世界的規模で注目されやすいこと、社会や環境に与える負荷が大きくなったことなどが背景にあります。また、大企業や老舗企業が良い企業だという価値観は、消費者にはなくなりました。企業の大小、有名無名ではなく、商品が持っている価値や企業姿勢を厳しく見極めてい

るのです。いい商品を作るのはもちろんですが、CSR活動に取り組むことで企業に対する安心感や信頼感などのプラスイメージを醸成していくことが必要不可欠な経営戦略となってきたのです。

それでは、現状でどれだけの企業がCSR活動に取り組んでいるのでしょうか。

必要性は感じつつも、まだ着手していない企業が多いことは否めません。実際、各地にある「ボランティア・市民活動センター」には、「何をしたらいいのかわからない」という企業からの問い合わせが増えているといいます。

大企業なら、社内にCSRの担当部署を作ったり、従業員の中から地域貢献活動に参加する人を割く余力もあるでしょう。しかし、中小企業ではコストにも人員にも制約があります。

やり方がわからないのは、CSRを「新規の取り組み」ととらえている企業が多いからではないでしょうか。また、利益に直接結びつく活動ではありませんから、力の入れ加減も難しいところです。

相談を受けた市民活動センターでは、「無理のない活動をしてください」とアドバイスしているそうです。具体的には、まずその企業の持っている資源を有効活用することです。製造業なら製品やノベルティグッズの在庫を寄付したり、不動産業なら



市民活動団体に事務所を安価で提供したり、小売業や飲食業なら店内に市民活動団体のポスターを掲示したり、マスコミ関連なら広報支援といったように、ほんの少しの協力でも立派なCSRなのです。

もうちょっと積極的に活動するなら、「収集ボランティア」という方法があります。店舗や事務所に募金箱を置く、社員から不要の景品や金券などを募る、会社に来る郵便物の使用済み切手を集める等々の方法なら、どんな会社でもできるでしょう。

また、不要になったデスクやイス、ホワイトボード、ファイルなども、十分な活動資金のない市民団体にとってはとても役立ちます。企業にも寄付がゴミの削減（環境負荷の軽減）につながるという一石二鳥のメリットがあります。捨てる前に、ボランティア・市民活動センターに相談してみましょう。

次号からは、無理せずにできる社会貢献について、具体的な取り組みをご紹介します。

「笑い力」をアップしてヘルシーに！ ～笑いの健康学～



「笑う門には福来る」といいますが、気分が沈んでいても笑ったらすっきりしたという経験は皆さんもお持ちでしょう。この「笑い」にはストレス緩和のほかにも、さまざまな健康効果があるようです。

私たちの体の中では、毎日がん細胞が発生しています。「毎日」と聞くと驚くでしょうが、このがん細胞をやっつけてくれている「NK（ナチュラルキラー）細胞」のおかげで、私たちはがんにならないと考えられています。

NK細胞は白血球の一種で、笑うことによって増える可能性が指摘されているのです。実際に吉本興業の協力によって落語や漫才を鑑賞した直後に血液検査をしたら、80%近くの人でNK細胞が増加していたという実験結果があります。

笑いは痛みの緩和にも効果があり、日本医科大学リウマチ科の吉野慎一教授によると、定期的に開いている落語会の前後に血液中のホルモンや免疫を調べたら、免疫活性化物質などが顕著に減少（＝痛みが緩和）していたといいます。笑うことで精神的な安定や快楽をもたらす脳内物質（エンドルフィンやドーパミンなど）やアルファ波が増加することも分かっていて、「病院寄席」を開催している脳神経外科の病院もある

のです。ストレス解消の結果、血圧が下がり、心臓病や脳梗塞などのリスク軽減につながることも確かでしょう。

笑いを治療に応用したことで、アメリカでは末期がん患者の生存期間が延びた、フランスでは不眠症の患者に効果があったという報告もあります。完全に科学的に解明されているわけではありませんが、笑うことが健康増進に大きく役立つのは、間違いないようです。

NK細胞の実験では、作り笑いでも効果がありました。笑顔を作ると表情筋が「楽しい」「嬉しい」という信号を脳に送り、脳がリラックスする効果も指摘されています。「最近いいことがないし、笑えない」などと言わず、まずは笑顔を作る練習をしてみませんか。「笑い」は副作用もなく、お金も掛からない最高の良薬です。

毎朝、鏡に向かって「今日一日を笑顔で過ごそうね」と、自分に微笑み掛けてあげることが、健康への第一歩。嫌なことがあったり、笑うことが少なかった日は、楽しかったことを思い出したり、好きなお笑い番組を観たり、気のおけない友だちと食事に行くなどして、できるだけ笑うことを心掛けましょう。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出(16日まで) 新会計年度 不動産表示登記の日 児童福祉法記念日 売春防止法施行記念日 エイプリルフール	2 五百円札発行記念日 週刊誌の日 図書館記念日 国際こどもの本の日	3 大安 愛林日 日本橋開通記念日 いんげん豆の日 シーサーの日	4 トランスジェンダーの日 沖縄県誕生の日 ピアノ調律の日	5 デビューの日	6 友引 新聞をヨム日 城の日 北極の日 コンビーフの日 白の日	7 世界保健デー 農林水産省創立記念日
8 花祭り 忠犬ハチ公の日 参考書の日 折り紙供養の日 ヴィーナスの日 タイヤの日	9 大安 左官の日 大仏の日 美術展の日	10 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 女性の日、婦人参政記念日、建具の日、良い戸の日、インテリアを考える日、駅弁の日、瀬戸大橋開通記念日	11 メートル法公布記念日 ガッツポーズの日	12 友引 東京大学創立記念日 パンの記念日 世界宇宙飛行の日	13 水産デー 喫茶店の日 決闘の日	14 オレンジデー タイタニック号の日
15 大安 ヘリコプターの日 象供養の日 遺言の日 よいこの日	16 国民年金法公布記念日 ボーイズビーアンビジャスデー 女子マラソンの日 チャップリンデー	17 ハローワークの日 恐竜の日	18 特許制度執行記念日 発明の日 世界アマチュア無線の日 よい歯の日 よい刃の日	19 大安 地図の日 最初の一步の日	20 郵政記念日 青年海外協力隊の日 女子大の日	21 民放の日
22 友引 アースデー	23 サンジョルディの日 世界図書・著作権デー 子ども読書の日 地ビールの日 国際マルコーニデー	24 大安 日本ダービー記念日 植物学の日	25 初任給の日 市町村制公布記念日 歩道橋の日 ギロチンの日 国連記念日	26 よい風呂の日	27 国会図書館開館記念日 婦人警官記念日 ロープデー 哲学の日 悪妻の日	28 友引 サンフランシスコ講和記念日 シニアの日 缶ジュース発売記念日 象の日
29 みどりの日 エメラルドの日 曇の日 羊肉の日	30 振替休日 図書館記念日	1	2	3	4	5

5/1…2月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告、8月決算法人の中間申告、5月、8月、11月、2月決算法人の3カ月ごとの期間短縮に係る確定申告、法人・個人事業者の1カ月ごとの期間短縮に係る確定申告、消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3カ月ごとの中間申告、消費税の年税額が4,800万円超の2月決算法人を除く法人・個人事業者の1カ月ごとの中間申告、公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告

軽自動車税の納付…4月中において市町村の条例で定める日

固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付…4月中において市町村の条例で定める日

固定資産台帳の縦覧期間…4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日まで期間

固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間…市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

編集後記

今年も桜が咲き始めました。暖冬の影響で、ずいぶん早い開花になったようです。4月は入学、入社の子供であり、例年、式は満開の桜の下で行なわれてきましたが、このところはそうとも言えなくなりました。入学式の集合写真のバックが、葉桜ということも珍しくありません。あと何年かすると、東京の気温がソメイヨシノの南限の気温を上回ってしまい、桜が見られなくなる可能性すらあるのだそうです。OAGでは、地球温暖化防止に少しでも貢献しようと「チーム・マイナス6%」に参加し、クールビズ、ウォームビズを行なっています。いつまでもお花見をしたいですからね。ところで、前月号でご報告した電子申告ですが、インストールの途中で不具合が生じ、こちらは残念ながら「サクラサク」とはいきませんでした。来年を目指して今から準備を進めていくつもりです。(ま)

発行 OAG税理士法人
(株)シーケーシステム研究所
(株)CFO / (株)経理秘書
(株)ビジコム / (株)福祉総研
東京都新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階
tel.03-3352-7500 / fax.03-3356-1180

発行人 太田 孝昭
編集人 松本 眞一